

生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書発行業務開始のお知らせ

生産性向上特別措置法（2018年5月16日成立）に基づく固定資産税の課税標準の特例措置の開始に伴い、当工業会は建設機械に関して、証明書発行団体としての業務を6月6日から開始いたします。

1. 税制の説明

生産性向上特別措置法に基づき、市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、中小企業・中小規模事業者等（以下「事業者」という。）のうち、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画（先端設備導入計画）の認定を所在する市区町村から受けた事業者は、固定資産税の軽減措置により、課税標準を3年間ゼロから二分の一の間で市町村の定める割合に軽減する等の支援を受けることができます。

それら支援策のうち、当工業会では固定資産税の軽減措置（地方税）に必要な「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書」について、要件確認及び証明書発行業務を行います。
なお、固定資産税の軽減措置（地方税）と中小企業経営強化税制の即時償却又は税額控除（国税）は併用が可能です。

【税制の詳細】

中小企業庁のHPをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

【対象設備（要件）】

- 1) 発売後10年以内のモデルであること
- 2) 生産性が（年平均1%以上）向上していること
- 3) 最低取得価額が160万円以上（機械装置）であること

【上記税制を利用できる方】

租特税法の中小事業者及び中小企業者

会社及び資本又は出資を有する法人：資本金又は出資の総額が1億円以下

資本又は出資を有しない者：従業員数1000人以下

【税制措置】

生産性向上特別措置法の先端設備等に係る固定資産税の軽減措置

- ・2018年6月6日から2021年3月31日まで、所在している市区町村が国から導入促進基本計画の同意を受けている場合に、同市区町村から先端設備等導入計画の認定を受けた後に取得し、直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供した生産性を高めるための機械装置について、固定資産税の課税標準を3年間ゼロから二分の一の間に軽減

【問い合わせ先】

中小企業庁 財務課（直通）03-3501-5803

【中小企業経営強化税制と固定資産税の軽減措置の対比】

	中小企業経営強化税制	生産性向上特別措置法に基づく 固定資産税の軽減措置
軽減措置の内容	法人税額の控除・特別償却	固定資産税
対象事業者	青色申告をしている中小事業者等	中小事業者等
対象設備	機械装置／工具／器具備品／ 建物附属設備／ソフトウェア	※1 機械装置／工具／ 器具備品／建物附属設備／ ソフトウェア
上記の設備の内、 機械装置の要件	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 販売開始から10年以内のもの ➢ 生産性1%向上 ➢ 最低取得価額要件（160万円） ➢ 中古資産・貸付資産でないこと 等 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 販売開始から10年以内のもの ➢ 生産性1%向上 ➢ 最低取得価額要件（160万円） ➢ 中古資産でないこと 等

なお、中小企業経営強化税制と固定資産税の軽減措置は併用可能

※1 市区町村によって、対象設備及び地域等が異なる場合がある

2. 建機工の対応

当工業会では、「機械装置」のうち、3-1項の「工業会が証明する対象設備」の範囲に入る建設機械について該当要件（①販売開始から10年以内のモデルであること ②生産性が（年平均1%以上）向上していること）を満たしているかどうかの確認を行い、満たしているものには証明書の発行を行います。

2-1. 工業会において確認する要件

工業会では以下のことを確認します。

1) 10年以内に販売が開始されたモデル。

2) 生産性が（年平均1%以上）向上していること※

生産性向上（年平均1%以上）の指標は、各メーカーにて当該モデルに相応しい指標を創意工夫して設けてください。

工業会ではその指標の説明に合理性があるか判断し、証明書発行業務を行います。

当工業会で適切と考える指標の例は以下の通りです。

①時間当たり生産高

②時間当たり燃費／作業あたり燃費

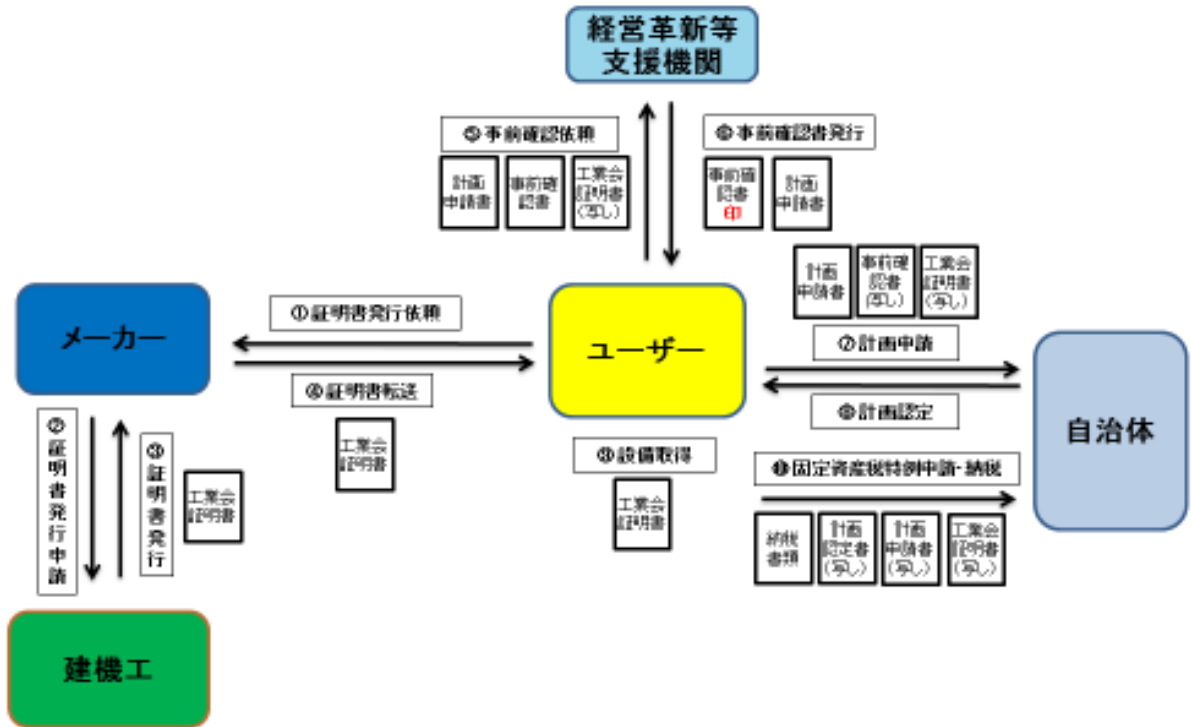
③精度 等

※中小企業庁の指導により、新規開発モデル等、比較対象のない設備についての運用が厳格になりました。新モデルであっても、なるべく社内の類似する機能・性能を持つ設備と比較するようにしてください。

2-2. 手続のフロー

工業会では以下のフローで証明書を発行いたします。

(ユーザーから見た手続き) 生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の軽減措置



- ①ユーザーは、先端設備導入計画策定時に設備を決定し、メーカーに証明書発行を依頼します。
- ②メーカーは、工業会に証明書発行を申請します。
- ③工業会は、メーカーに証明書を発行します。
- ④メーカーは、ユーザーに証明書を転送します。
- ※工業会の証明書原本は、ユーザーが保管してください。
- ⑤ユーザーは、先端設備等の種類を記載した計画認定申請書と事前確認書とともに、工業会の証明書(写し)を添付して、経営革新等支援機関に事前確認依頼を申請します。
- ⑥経営革新等支援機関は、事前確認書をユーザーに発行します。
- ⑦ユーザーは、先端設備等の種類を記載した先端設備導入計画書、事前確認書(写し)とともに、工業会の証明書(写し)を添付して、市区町村に計画申請します。
- ⑧市区町村は、計画認定書をユーザーに交付します。
- ⑨計画の認定を受けた後、ユーザーは、設備を取得します。
- ⑩ユーザーは、所在する市区町村へ税務申告時に納税書類とともに計画認定書(写し)、計画認定申請書(写し)、工業会の証明書(写し)などの添付書類を提出します。

※固定資産税特例申請は、計画認定が前提です。

* 上記の②項に先立ち事前確認依頼をしてください。

【証明書発行の基本手順】

先ず、工業会に証明書発行申請をするメーカーは、本税制に関する窓口担当者を原則各社1名、登録（登録とは建機工様式1の右下欄担当者を指定すること）してください。

- ①ユーザー、又はリース会社は、該当設備を生産したメーカーに証明書の発行依頼をしてください。
- ②依頼を受けたメーカー（窓口担当者）は、証明書（建機工様式1）、チェックシート（建機工様式2）、確認書（建機工様式3）及び添付資料（生産性等の要件内容が分かる資料）、返信封筒（切手不要）を郵送で工業会に提出、証明書発行申請をしてください。（同様式1及び様式3には代表者印が必要です。）
非会員メーカーの場合、工業会の本税制専用口座に手数料1,000円/件を振り込み、その振込証書（例、ご利用明細書、振替受付票等）のコピーを上記の申請時に同封してください。工業会は振込を確認の後に③の作業に移行します。

【手数料振込先】（株）ゆうちょ銀行

※振込手数料はご負担下さい

○ゆうちょ銀行から振り込む場合の記号・番号

10130-94061401

○他金融機関から振り込む場合の口座番号

ゆうちょ銀行 店名〇ー八 店番018 普通 口座番号9406140

口座名義：シャ）ニホンケンセツキカイコウギョウカイ

- ③工業会は提出資料の記入内容を確認し、適正と判断した場合は証明書を発行し、返信封筒に入れて郵送いたします。
- ④工業会から証明書の発行を受けたメーカーは、証明書発行依頼があったユーザー、又はリース会社へ証明書を渡してください。
- ⑤ユーザーは、計画申請時に主務大臣または市区町村に証明書（写し）を添付資料としてご提出ください。また納税時には、地方自治体に納税書類等とともに証明書（写し）を添付資料としてご提出ください。（工業会の証明書原本は、ユーザーが保管してください。）

※証明書発行には、通常、原紙受領後約1ヵ月程度を要します。

本税制の証明書発行業務は、原則週2日（火曜日・木曜日）を予定しています。

至急の対応は難しくなりますので、お時間には余裕をもって申請いただきますよう、お願いいたします。

【事前確認の手順の特例】

上記の②項に先立ち事前確認依頼をしてください。確認された設備は、証明書発行に関して、ア) 2回目以降の証明書発行申請において、同一用途・同一指標であれば、添付資料の再提出の省略 イ) 証明書発行までの時間の短縮ができます。

具体的には、上記の②項の前に以下の手続きが追加されます。

1) ユーザー、又はリース会社から依頼を受けたメーカーは、証明書（建機工様式1）、チェックシート（建機工様式2）、確認書（建機工様式3）及び添付資料（生産性等の要件内容が分かる資料）をメールで工業会に提出、事前確認依頼をしてください。（この時点では代表者印は不要です。）

税制専用メールアドレス mszeisei@cema.or.jp

非会員メーカーの場合この時点で、工業会の本税制専用口座に手数料1,000円/件を振り込み、その振込証書（例、ご利用明細書、振替受付票等）のPDFを作成し、それを上記のメールに添付してください。

【手数料振込先】※振込手数料はご負担下さい

○ゆうちょ銀行から振り込む場合の記号・番号

10130-94061401

○他金融機関から振り込む場合の口座番号

ゆうちょ銀行 店名〇ー八 店番018 普通 口座番号9406140

口座名義：シャ)ニホンケンセツキカイコウギョウカイ

2) 工業会は提出資料の記入内容を確認し、事前確認結果を上記1)の返信メールで連絡いたします。（適正と確認した場合は、事前確認番号をお知らせいたします。証明書発行申請を郵送される際に、建機工様式2に事前確認番号を記載してください。）

※証明書発行には、通常、原紙受領後約1ヵ月程度を要します。

本税制の証明書発行業務は、原則週2日（火曜日・木曜日）を予定しています。

至急の対応は難しくなりますので、お時間には余裕をもって申請いただきますよう、お願いいたします。

2-3.申請書の書式・記入例（従前の様式とは異なる新しい様式です。）

【証明書等】

- 建機工様式1：
中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書
- 建機工様式2：
中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に該当する機械及び装置該否チェックリスト
- 建機工様式3：
「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書」に関する確認書

【同上の記入例】

- 建機工様式1：
中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書記入例
- 建機工様式2：
中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に該当する機械及び装置該否チェックリスト記入例
- 建機工様式3：
「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書」に関する確認書記入例

2-4.その他

- 【受付開始日】 2018年6月6日
- 【手数料】 会員は無料
非会員は1,000円/件（事前審査（メール）から原紙提出、証明書発行までを行う）
- 【問合せ/送付先】 中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書担当者（調査部）
〒105-0011
東京都港区芝公園3丁目5番8号機械振興会館2階
03-5405-2288
- 【Email】 mszeisei@cema.or.jp（税制専用メールアドレス）

3-1.工業会（建機工）が証明する対象設備

耐用年数省令の設備の種類毎（機械及び装置で55種）に業界団体が指定されています。
当工業会ではその内、17の設備についての証明業務を行います。

※ユーザーに当該設備の資産計上区分を必ず確認し、当工業会で発行できる設備の細目であることを確認のうえ申請してください

木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備(No.4)
石油製品又は石炭製品製造業用設備(No.9)
窯業又は土石製品製造業用設備(No.13)
鉄鋼業用設備(No.14)
非鉄金属製造業用設備(No.15)
はん用機械器具(No.17)
生産用機械器具(No.18)
業務用機械器具(No.19)
輸送用機械器具製造業用設備(No.23)
農業用設備(No.25)
林業用設備(No.26)
漁業用設備(No.27)
鉱業、採石業又は砂利採取業用設備(No.29)
総合工事業用設備(No.30)
運輸に附帯するサービス業用設備(No.41)
建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備(No.43)
前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの(No.55)

3-2.工業会が証明業務を行う具体的な機械及び装置の名称（例）

下記のうち、機械及び装置として資産計上する場合が対象（車両運搬具は非該当）

大分類	製品名	大分類	製品名
トラクタ	ブルドーザ ホイールローダ スキッドステアローダ	コンクリート機械	コンクリートポンプ車 コンクリートバイブレータ コンクリートプラント
油圧ショベル	クローラ式 ホイール式 電気ショベル ミニショベル（6 t未満）	トンネル機械	トンネル掘進機 シールド推進機 小口径推進機
建設用クレーン	クローラクレーン 油圧式トラッククレーン オールテレレーンクレーン タワークレーン	基礎機械	油圧パイルハンマ バイプロハンマ アースオーガ パイルドライバ 油圧式杭打・引抜機
道路機械	ロードローラ タイヤローラ 振動ローラ 締固機械 アスファルトフィニッシャ アスファルトプラント スクレーパ モータグレーダ	アタッチメント	油圧ブレーカ 油圧圧砕機 油圧解体機
		その他建設機械	クローラドリル 切断機 可搬式コンプレッサ 重ダンプトラック 建設廃棄物破碎機

※対象となる機械及び装置

固定資産税について課税の判断をするのは、各市町村です。

道路運送車両法で小型特殊自動車の定義に区分されるものは軽自動車税の対象となり、本税制の対象にはなりません。大型特殊自動車の定義に区分されるものは固定資産税の対象となります。

詳しくは、各市町村にお問い合わせください。